

## ファミリーシップ(子に関する届出)で利用できる行政サービス

【令和3年4月1日から追加のサービス】 5項目

令和3年4月1日時点

サービス名	内容	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	ファミリーシップ届出	担当部署
税に関する証明書の交付	パートナーシップ宣誓書受領証の子ども記載欄の提示により、親族と同様に申請ができる。	必要	必要	資産税課
市営墓地の使用・承継	市営墓地において、パートナーの子を同じ墓地に埋葬できる。墓地の使用権をパートナーの子に承継できる。	必要	必要	市民環境政策課 (環境政策課)
救急搬送証明書の交付	パートナーシップ宣誓書受領証の子ども記載欄の提示により、同居親族相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、救急搬送証明書を交付する。	必要	必要	警防課
被災証明書の交付	パートナーシップ宣誓書受領証の子ども記載欄の提示により、同居親族相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、被災証明書を交付する。	必要	必要	予防課
市職員の特別休暇	パートナーシップ宣誓を行った市職員は、パートナーの子について、実子と同様に、出産付添休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、介護休暇などの特別休暇を承認する。	必要	不要	人事課

【従前から利用できるサービス】 10項目

令和3年4月1日時点

サービス名	内容	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	ファミリーシップ届出	担当部署
市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人は、市営住宅の入居申込が可能だが、パートナーの子ども、同時に入居申込できる。ただし、他に収入等の入居要件あり。	必要	不要	住宅課
市民病院での手術同意等	手術同意、病状説明等において、続柄に関わらず柔軟に対応している。	不要	不要	医事課
公立保育所・認定こども園の送迎	事前手続きを行った上で、保護者と同様に送迎が可能	不要	不要	子ども施設課 (子ども保育課)
公立幼稚園・公立小学校の送迎	事前手続きを行った上で、保護者と同様に送迎が可能	不要	不要	学校教育課
軽自動車税の減免	身体障害者等の送迎に係る軽自動車税減免は、ファミリーシップ制度の利用の有無に関わらず、生計同一又は介護運転者であれば対応可能	不要	不要	市民税課
災害見舞金の給付	火災等災害による被災者に対して見舞金を給付する制度 住民票、続柄等にかかわらず居住実態による世帯を単位として実施しているため、現行制度でも給付可能	不要	不要	保健福祉政策課 (健康福祉政策課)
国民健康保険制度	ファミリーシップ制度が導入される以前から、同居者(住民票同一世帯の者に限る)としての各種申請を受付	不要	不要	保険年金課
各種高齢者福祉サービス	各種高齢者福祉サービスの相談・申請・受給等 「家族であること」等の条件を付していない(代理可)ため、全て利用可能	不要	不要	高齢福祉課 (健康長寿課) (高齢介護課)
生活保護	ファミリーシップ制度が導入される以前から、住民票、戸籍、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として実施	不要	不要	生活福祉第一課 第二課
生活困窮者自立支援事業	ファミリーシップ制度が導入される以前から、住民票、戸籍、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として実施	不要	不要	